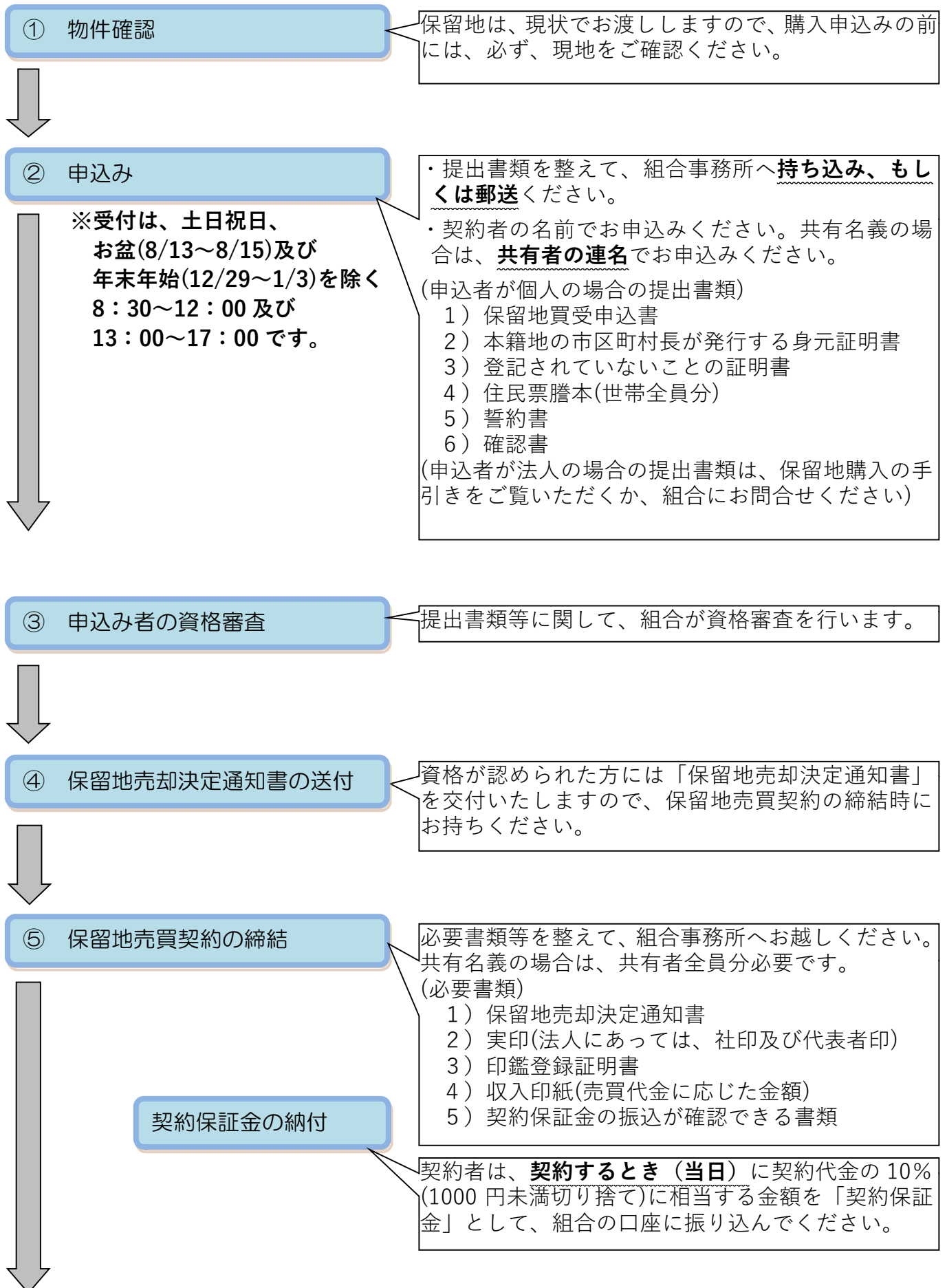
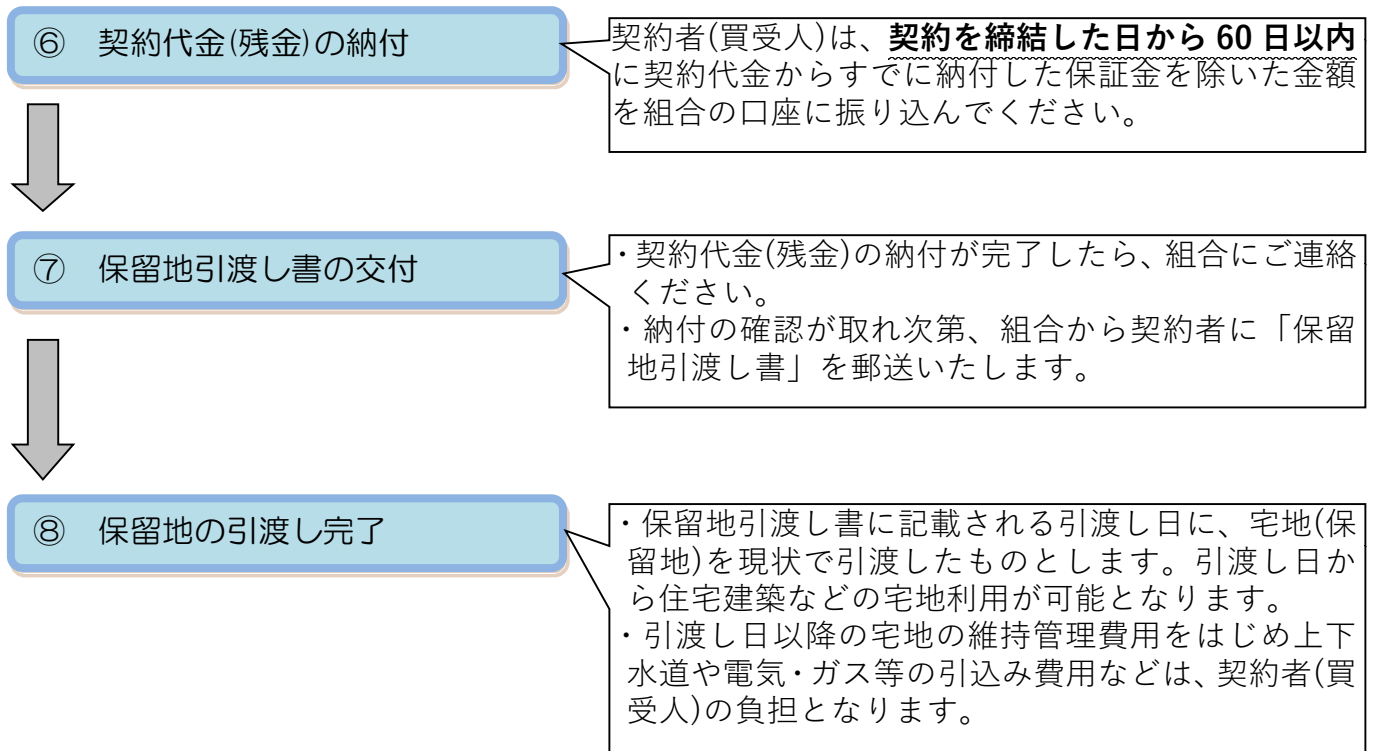


お申込みから宅地（保留地）の引渡しまでのスケジュール

お申込みから宅地(保留地)の引渡しまでは、次のとおりとなります。





(その他)

・所有権移転登記

土地区画整理事業の完了時に、組合が、法務局に嘱託して登記を行います。なお、所有権移転登記に要する費用(登録免許税)は、契約者(買受人)またはその継承人の負担となります。

・契約金額の精算

保留地の地積は、土地区画整理事業の完了前に地区全体で実施する測量において、確定します。保留地の地積に増減が生じた場合は、組合と契約者(買受人)またはその継承人との間で、徴収または交付のいずれかで精算いたします。